

都市計画区域又は 準都市計画区域 の名称	市町村名	法第 5 2 条 第 1 項第 6 号の規定に より定める 数値	法第 5 3 条第 1 項第 6 号の 規定により定 める数値	法別表第三の 五の項(に) の欄の規定に より定める数 値	法第 5 6 条第 1 項第 2 号二 の規定により 定める数値
		容積率	建ぺい率	道路斜線	隣地斜線
熊本都市計画区域	合志市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	菊陽町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	嘉島町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	益城町	10分の40	10分の7	1.5	2.5
荒尾都市計画区域	荒尾市	10分の20	10分の6	1.5	1.25
人吉都市計画区域	人吉市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
水俣都市計画区域	水俣市	10分の40	10分の7	1.5	2.5
玉名都市計画区域	玉名市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
本渡都市計画区域	天草市	10分の20	10分の6	1.5	1.25
山鹿都市計画区域	山鹿市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
牛深都市計画区域	天草市	10分の40	10分の7	1.5	1.25
菊池都市計画区域	菊池市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
宇土都市計画区域	宇土市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
宇城都市計画区域	宇城市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
長洲都市計画区域	長洲町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
大津都市計画区域	大津町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
阿蘇都市計画区域	阿蘇市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
御船都市計画区域	御船町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
芦北都市計画区域	芦北町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
西原準都市計画区域	西原村	10分の20	10分の7	1.5	1.25

H26.4.1 から追加される事項

- ・西原準都市計画区域について、上記規制値が適用されます。